

1. 議事日程

〔平成25年第1回安芸高田市議会3月定例会第1日目〕

平成25年 2月22日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 施政方針 |
| 日程第4 | 議案第34号 平成25年度安芸高田市一般会計予算 |
| 日程第5 | 議案第35号 平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第36号 平成25年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第37号 平成25年度安芸高田市介護保険特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第38号 平成25年度安芸高田市介護サービス特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第39号 平成25年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第40号 平成25年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第41号 平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第42号 平成25年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第43号 平成25年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第44号 平成25年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第45号 平成25年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第46号 平成25年度安芸高田市水道事業会計予算 |
| 日程第17 | 議案第1号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 議案第2号 安芸高田市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第19 | 議案第3号 安芸高田市暴力団排除条例の一部を改正する条例 |
| 日程第20 | 議案第4号 安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例 |
| 日程第21 | 議案第5号 財産の無償譲渡について【消防団詰所関係】 |
| 日程第22 | 議案第6号 財産の無償貸付について【消防団詰所関係】 |
| 日程第23 | 議案第7号 財産の無償譲渡について【診療所関係】 |
| 日程第24 | 議案第8号 財産の無償貸付について【診療所看板用地関係】 |
| 日程第25 | 議案第9号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第26 | 議案第10号 工事請負契約の変更について【安芸高田市葬斎場建築本体工事】 |
| 日程第27 | 議案第11号 工事請負契約の変更について【安芸高田市葬斎場機械設備工事】 |

日程第 2 8	議案第47号	工事請負契約の変更について【光ネットワーク整備工事】
日程第 2 9	議案第12号	安芸高田市光ネットワーク設備管理運営基金条例
日程第 3 0	議案第13号	安芸高田市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例及び安芸高田市福祉施設新設奨励条例の一部を改正する条例
日程第 3 1	議案第14号	安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
日程第 3 2	議案第15号	安芸高田市新型インフルエンザ等対策本部条例
日程第 3 3	議案第16号	道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例
日程第 3 4	議案第17号	河川法に基づく準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例
日程第 3 5	議案第18号	安芸高田市道路占用料に関する条例及び安芸高田市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 3 6	議案第19号	安芸高田市公民館条例の一部を改正する条例
日程第 3 7	議案第20号	安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第 3 8	議案第21号	安芸高田市給食センター設置条例の一部を改正する条例
日程第 3 9	議案第22号	平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）
日程第 4 0	議案第23号	平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 4 1	議案第24号	平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第 4 2	議案第25号	平成24年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 4 3	議案第26号	平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第3号）
日程第 4 4	議案第27号	平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 4 5	議案第28号	平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 4 6	議案第29号	平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 4 7	議案第30号	平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 4 8	議案第31号	平成24年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 4 9	議案第32号	平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 5 0	議案第33号	平成24年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第 5 1	発議第 1 号	安芸高田市議会会議規則の一部を改正する規則
日程第 5 2	発議第 2 号	安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第 5 3	発議第 3 号	安芸高田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	山本優	14番	秋田雅朝
15番	藤井昌之	16番	青原敏治
17番	金行哲昭	18番	塚本近

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

15番	藤井昌之	16番	青原敏治
-----	------	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	永井初男	総務部長	沖野文雄
企画振興部長	竹本峰昭	市民部長	新川昭夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武岡隆文	産業振興部長	清水勝
産業振興部特命担当部長	小田忠	建設部長兼公営企業部長	河野正治
教育次長	沖野和明	消防長	久保高憲
会計管理者	森川薫	八千代支所長	叶丸一雅
美土里支所長	高本修	高宮支所長	藤井静雄
甲田支所長	益田茂樹	向原支所長	岡崎賢志
総務課長	杉安明彦	行政経営課長	西岡保典
政策企画課長	山平修		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局次長	山中章
係長	森岡雅昭
事務局次長	山中章
専門員	藤堂洋介



午前10時00分 開会

○塚本議長 おはようございます。定刻になりました。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
外輪事務局長。

○外輪事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育委員長より本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より安芸高田市土地開発公社の経営状況の報告について報告がありました。
第3点、監査委員より例月出納検査の結果について2件の報告がありました。それぞれの写しをお手元に配付しておりますので御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。

○塚本議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○塚本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において、15番藤井昌之君、及び16番 青原敏治君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○塚本議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長 秋田雅朝君の報告を求めます。

○秋田議会運営委員長 おはようございます。
議会運営委員会報告を行います。
平成25年第1回定例会の運営につきまして、去る1月22日及び2月15日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から3月15日までの22日間といたしました。議事の都合により2月23日から26日、3月2日から3月12日まで、及び14日を休会といたします。
本定例会に付議されます案件は、市長提出議案47件、及び議員提出議案3件の50件で、議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第9号、第12号の2件は、提案理由の説明の後、質疑を受け、

総務企画常任委員会へ、また、議案第15号及び第21号の2件は文教厚生常任委員会へ、議案第16号及び第17号の2件は産業建設常任委員会へ、また、議案第22号から第46号までの25件を予算決算常任委員会へ、それぞれ付託することといたしました。その他の議案につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

なお、「平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」につきましては、3月13日に本会議を開き提案を受け、予算決算常任委員会へ付託することといたします。

また、教育委員会委員の任命に関する人事案件につきましては、定例会の最終日に提案理由の説明の後、採決することといたします。

次に、一般質問の取り扱いについては、15人から通告がありましたので、3日間の日程といたし、通告順に2月27日を6人、28日を7人、3月1日を2人といたします。以上、報告を終わります。

○塚本議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は本日から3月15日までの22日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 施政方針

○塚本議長 日程第3、施政方針。ここで市長の施政方針の表明を受けます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成25年第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御参集を賜りまことにありがとうございます。

さて今回の定例会に、本日、条例関係 22議案、予算関係 25議案の合計47議案を提出させていただきました。どうか、よろしく願いいたします。

平成25年第1回定例会の開会に当たり、市政運営に関する私の所信と平成25年度当初予算における主要施策の概要につきまして、御説明を申し上げ、議員の皆様各位並びに市民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成26年3月1日をもって、高田郡6町の合併により安芸高田市が誕生して、10周年を迎えることになりました。この間、市民一丸となって「人・輝く安芸高田」を目指し、「住民と行政の協働のまちづくり」を推進した結果、これからの安芸高田市を支える、しっかりとした土台を築くことができたと考えております。

さて、我が国の経済は、円高・デフレ不況が長引き、製造業の競争力が低下し、貿易赤字も拡大しております。また、国内の成長機会や若年雇用の縮小など、閉塞感を払しょくできない状況も継続しております。このような状況から脱却するため、国においては、大胆な金融政策、機

動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」で、日本経済再生に向けた取り組みを進めることとしておられます。

その第1弾として、史上最大規模の補正予算と平成25年度予算を一体的なものとした、いわゆる「15カ月予算」により、切れ間のない経済対策を実行する方針ですが、本市といたしましても、国や県と連携を密にし、積極的な対策に取り組んでまいり所存であります。

次に、平成25年度当初予算の編成方針についての御説明を申し上げます。

景気の低迷などにより税収は減少し続け、財源の根幹をなしている地方交付税についても、合併特例加算措置の段階的減額が始まる平成26年度まで残すところ1年となり、今後の財政運営は極めて厳しいものとなります。さらに、本市では今後、少子・高齢化や人口減少が急速に進行すると推計されており、市財政に歳出の増大、歳入の減少などの影響を及ぼすのみならず、市の活力全体の低下につながると懸念されております。

このように、歳入の大幅な減少が見込まれる中、少子・高齢化という非常に大きな課題に対応するためには、民間にできることは民間に積極的に移管・委託する第2次行財政改革を一層推進し、経常経費の抑制を図るとともに、互助・共助を柱とする「市民総ヘルパー構想」をはじめとした、地域での活動を通じて隣近所と支え合っていく社会を築く取り組みを強化し、行政コストの抑制縮減と公共サービスの維持向上の両立を図っていく必要があると考えております。

また、新市建設計画に掲げられました大型建設事業に、一定の目途が立つ状況となったことから、整備されたインフラを活用した「まちづくり」に重点を置く「ハードからソフトへの転換」が、これからの本市の課題となっていくと思っております。

このため、平成25年度当初予算編成におきましては、新市建設計画に掲げられました大型建設事業を着実に仕上げるとともに、「市民総ヘルパー構想」に基づき、自助・共助・公助の役割分担を明確にしつつ、少子・高齢化対策の一層の充実を図るなど、今後も、安芸高田市が活力を保ち発展できる「まちづくり」につながる施策に重点的に取り組む一方、内部管理経費の縮減、民間への移管・委託の推進、歳入の確保など、あらゆる手段を通じて財政健全化計画を着実に推進することなどを基本方針として予算編成を行ったところでございます。

その結果、平成25年度の当初予算規模は、一般会計、209億5,900万円（対前年度11.0%減）、また11の特別会計は、合計113億3,187万7,000円（対前年度比2.0%増）、また地方公営企業法適用の水道事業会計は、第3条予算及び第4条予算合計で4億9,056万4,000円（対前年度比2.7%減）となりました。

一般会計の減につきましては、葬斎場施設整備事業、土師ダム周辺整備事業などの大型の建設事業が完了したことが主な要因でございます。

また、特別会計の増につきましては、簡易水道事業特別会計における施設建設費の増や国民健康保険事業特別会計における退職被保険者等療養給付費の増によるものでございます。

水道事業会計の減につきましては、配水施設新設改良費の減によるものでございます。

それでは、施策の大要を「総合計画」に掲げる施策の体系に沿って、御説明を申し上げます。

まず、快適で賑わいのあるまちづくりについてでございます。支所及び支所周辺施設の有効活用につきましては、地域住民の利便性の向上と賑わい創出のため、公益性の高い団体等の支所への集積や防災拠点としての周辺整備など地域住民の多様な活動拠点としての利活用策も検討しながら順次整備してまいりたいと思っております。

次に、幹線道路網の整備についてでございます。広域ネットワーク道路である地域高規格道路「東広島高田道路（向原吉田道路）」につきましては、吉田側、正力側とも用地買収、物件補償をおおむね完了することができました。今後も、本格的な工事の推進が図られるよう、国、県に対して一層の働きを行ってまいります。

「国道54号可部バイパス」につきましては、大林工区のうち大林3丁目バス回転場までの区間が、いよいよ平成25年度に開通する予定でございます。本市から広島市方面への所要時間が大幅に短縮され、地域活性化はもちろんのこと、安佐市民病院への緊急搬送時間の短縮など、市民の安全・安心の向上などにも、効果が期待されております。今後も、全線開通を関係機関と連携いたし、要望してまいりたいと思っております。

県道改良につきましては、平成23年度に事業再開しました合併支援道路「一般県道原田～吉田線」について、印内側の区間で用地買収が進められ、一部の工事に着手するとともに、第2期工区の測量にも着手をされました。

今後とも県に対し、吉田～豊栄線、吉田～邑南線、広島～三次線等とあわせ、未整備区間の改良と交通安全事業の早期整備に向け、強く働きかけてまいりたいと思っております。

主要市道の改良につきましては、国費事業による勝田～根之谷線ほか、継続2路線の事業に加え、林道入江～戸島線の開設事業と一体的に整備を行う、道越～多治比田線の調査に着手をしてまいりたいと思っております。また、地方特定道路整備事業におきましては、柳原線ほか、継続3路線と本郷線ほか、新規2路線の事業を促進してまいりたいと思っております。

さらに、今後、可部バイパスの大林工区の開通や、尾道松江線の全線供用により、道路利用形態の変化が予想される中、安芸高田市の重要な幹線道路である国道54号の魅力を高める沿線活性化について、検討を行ってまいりました。中国縦貫自動車道や東広島高田道路とのアクセスの利便性や農産物の集積等を考慮して、現在「ふれあいあきたかた産直市」がある場所で、人に優しい「ノーバックパーキング」等の機能、環

境に優しい「電気自動車用充電器」等の機能に加え、防災拠点機能を備えた、新しいタイプの「道の駅」の整備に、国土交通省と一体となって着手をしてまいりたいと考えております。

次に、公共交通体系の整備についてでございます。

市内全域を対象とした「お太助ワゴン」などの「新公共交通システム」も運行開始から2年以上が経過し、利用者の皆様方からは「病院や買い物などへ気軽に行けるようになった」と、おおむね好評をいただいているところでございます。今後も、さらなる利用拡大に向けて登録者の増加を図るとともに、事業者と連携し一層の安全運行に努めてまいりたいと思っております。

次に、情報基盤の整備についてでございます。

平成23年度に着手をいたしました、光ネットワーク整備事業につきましては、平成25年4月から吉田町、八千代町、美土里町、高宮町で稼働を開始することとなります。平成25年度は、甲田町、向原町での工事を行い、年度内の市内全域での稼働に向け、整備を推進してまいります。

また、光ネットワークと各世帯に設置するテレビ電話「お太助フォン」により、従来の有線放送や防災行政無線の機能に加えて、福祉、医療、教育などの分野で、都市部との格差のない市民サービスの提供を目指すとともに、特産品のインターネット販売や企業誘致などの産業活性化につなげるための検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、安全なまちづくりの推進についてでございます。

東日本大震災や各地で頻発している集中豪雨等、近年、未曾有の大災害による甚大な被害が発生しております。市消防本部・消防署及び消防団との緊密な連携のもと、災害時には万全の体制で対応するとともに、消防車両や防火水槽等について、計画的に整備してまいります。

また、消防本部におきましては、消防救急無線のデジタル化に対応するため、平成25年度も、引き続き整備を進めてまいります。さらに、地域における防災意識の高揚のため、地域振興会等を中心とした、自主防災組織が市内一円に拡大するよう、強く推進するとともに、防災資機材・備蓄物資の購入支援や防災訓練等も協力して実施をしてまいりたいと思っております。

次に、防犯対策の充実についてでございます。

近年、全国的に、凶悪事件が頻繁に発生しており、従来にも増して、安芸高田警察署、防犯連合会、並びに地域安全推進員とも緊密な連携を図りながら、防犯対策に努めるとともに、防犯カメラを市内2カ所に新たに設置をしてまいります。

また、地域における児童への登下校時の見守り活動を支援するとともに、引き続き、青色回転灯車両による「安全・安心パトロール」を実施してまいりたいと思っております。

次に、交通安全対策の充実についてでございます。

交通死亡事故ゼロを目指して、交通実態に即した交通安全施策の推進



や街頭指導の強化を行うなど、引き続き、安芸高田警察署並びに交通安全運動推進隊と連携し対策を推進するとともに、全国的な課題となっている、通学路の安全確保につきましても、ハード・ソフト両面での対応を進めてまいりたいと思います。

また、高齢者が関係する事故が増加する傾向にありますが、75歳以上の高齢ドライバーで運転に自信のない方を対象に、お太助ワゴンの回数券をお渡しする助成制度の周知を図り、免許証の自主返納の取り組みをさらに推進してまいりたいと思います。

次に、生活環境の整備についてであります。

住宅対策の充実につきましては、子育て・婚活定住促進団地として、順調に分譲されている向ヶ丘団地・上甲立団地の募集を、引き続き、行うとともに、市遊休地や民有地を活用した民間事業者主体の住宅団地整備を促進する補助制度を創設し、若い世代の定住の受け皿づくりを推進してまいりたいと思います。

また、定住する子育て・婚活世帯の住宅建設を支援するための「子育て・婚活住宅新築等補助金」などとあわせて、一層の定住促進につなげていきたいと考えております。

市民の皆様からも好評で、市内建築関連業者を中心に、地域経済への波及効果も進んでいる「安全・安心・住環境リフォーム普及促進事業」を増額するとともに、空き家の有効活用を図るため、新たに安芸高田市への定住を目的に、空き家改修を行う場合の工事費の一部を補助する「空き家再生事業補助金」を創設することとしております。

次に、公共施設の計画的な整備についてでございます。

上水道の整備につきましては、未給水区域の解消を図るため、甲田町山田地区の配水施設整備に着手するとともに、簡易水道八千代給水区の安定した給水を確保するため、水量拡張事業とあわせて水道管老朽化更新事業を継続して実施をいたします。

また、美土里町横田地区の未普及地域解消事業につきましては、浄水場と配水施設の工事に加え、水量の安定供給確保のため、吉田町丹比・可愛給水区を拡張し、美土里・高宮給水区への連絡管設置工事に着手することとしております。

あわせて、行財政改革の見地から、上水道の維持管理、運営につきまして、民間活力導入を推進してまいりましたが、平成25年度から、包括的な民間委託を本格的に実施するとともに、水道事業と簡易水道事業等を統合するための固定資産評価を実施しておるところであります。

下水道事業につきましては、一層の水洗化率向上に向け、引き続き、公共下水道事業等を推進するとともに、市設置型の浄化槽整備を推進し、早期に全市的な水洗化を目指してまいります。また、宅内の排水設備工事費の一部を補助する「下水道加入促進補助金」の活用により、下水道への加入促進を、引き続き、推進してまいりたいと思っております。

また、市制施行10周年事業として、市民憲章の策定や記念式典を開催

するとともに、広く市民を対象とした文化芸術イベント、市内22神楽団が一堂に会する神楽特別講演、没後450年を迎える毛利隆元展と安芸高田市宝人展などを行いたいと考えております。

最も懸案事項でありました新葬斎場の整備につきましては、地元をはじめ、関係各位の御理解と御協力をいただき、「あじさい聖苑」として、平成25年4月に開館する運びとなりました。命の尊厳と安らぎを感じる施設となるよう運営をしてまいりたいと考えております。

次に、心豊かで創造性に富んだまちづくりについてでございます。

参加と協働によるまちづくりを推進するため、引き続き、地域振興会の活動を支援してまいりたいと思います。また、男女共同参画の推進や青少年の健全育成につきましても、関係機関・団体と連携し、施策を推進するとともに、広報や研修会など啓発事業に取り組んでまいりたいと思います。

次に、生涯学習の推進でございます。

向原地区の生涯学習の拠点として「向原生涯学習センター」（仮称）が、平成25年度にオープンいたします。市民に親しまれる施設となるよう、関係者の皆様方と連携をしながら準備を進めてまいりたいと思っております。

次に、学校教育の充実についてでございます。

「確かな学力、豊かな心、健やかな体」のバランスの取れた児童生徒の育成のため、「安芸高田みつや協育」の推進・充実に努めてまいりたいと思います。

また、学校規模適正化の取り組みにつきましても、地域や保護者の皆様方との協議を行いながら検討を進め、教育効果の期待できる小中連携教育についても、県事業を活用しながら、推進をしてまいりたいと思っております。

学校耐震化対策につきましては、「学校規模適正化推進計画」との整合を図りながら、引き続き、計画的に推進してまいりたいと思っております。

次に、文化の振興についてでございます。

安芸高田市の大きな財産である児玉希望画伯・和高節二画伯の作品をはじめとする市所蔵の多くの美術品を、市内の公共施設等に広く展示し、より多くの人に楽しんでいただけるよう、「街がまるごと美術館事業」を展開してまいりたいと思っております。

文化財の保護と活用につきましては、4世紀後半の県内最大級の古墳として注目を浴びております甲立古墳の確認調査を実施してまいりましたが、埴輪列や家型埴輪が出土するなど、全国的にも貴重な前方後円墳であることが判明いたしましたため、今後、埴輪片の取り上げなどの追加調査を実施し、引き続き、国の史跡指定に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、スポーツ・レクリエーションの振興についてであります。

昨年は、「サンフレッチェ広島」のJ1初優勝、「サンフレッチェ広島ユース」の高円宮杯サッカーリーグチャンピオンシップ3連覇、「ワクナガ・レオリック」の全日本総合ハンドボール選手権優勝など、うれしいニュースに沸きましたが、これら本市に練習拠点を置くスポーツチームへの支援をはじめ、スポーツの推進、スポーツイベントの充実を図るとともに、総合型地域スポーツクラブの育成支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、人と環境に優しいまちづくりについてであります。

全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指し、「人権尊重のまちづくり条例」を基底に、さまざまな人権侵害や差別意識の解消に向け、市民とともに人権啓発に取り組んでまいりたいと思います。

多文化共生施策の推進につきましては、外国人市民と日本人市民が、お互いに違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する、「安芸高田市多文化共生推進プラン」を策定し、平成25年度は、このプランに基づき、事業に取り組むとともに、要望の多いポルトガル語の翻訳・通訳員を1名増員することとしております。

結婚のきっかけづくりの支援につきましては、「結婚サポート事業」によって、平成24年度も5組以上の結婚が成立する見込みがあるなど、着実に成果をあげております。引き続き、コーディネーターと連携をしながら、これまでの実績を踏まえた、より効果的な支援を実施してまいりたいと思っております。

次に、「市民総ヘルパー構想」の推進についてであります。

「市民総ヘルパー構想」は、安芸高田市に古くからある「もやい」の精神に基づき、新たな「互助・共助」の形を創り出すことで、医療・福祉・介護等に必要な費用を抑制しながら、公共サービスの維持・向上を目指す取り組みであります。

これまで、介護・福祉分野を中心に、「生活・介護サポーター養成事業」や「安心生活創造事業」などに取り組んでまいりましたが、新たに、医療分野において、生活習慣病の重症化予防対策や、ウォーキングなどの健康づくり運動などに、市民・医療機関・行政などが一体となって取り組む「健康倍増計画」を推進することといたしました。

自助・共助・公助の視点から、市民・医療機関・行政などがそれぞれの役割を担い、「生活習慣病重症化予防事業」や「健康づくり運動支援事業」に取り組むことで、健康で充実した生活と医療費の抑制の両立を図ってまいりたいと考えております。

また、医師会、歯科医師会、地域の中核病院でありますJA吉田総合病院とも連携いたし、救急医療体制の整備や医師等の人材確保に向けて取り組んでまいります。JA吉田総合病院の「休日・夜間救急診療所」の運営につきましても引き続き、財政支援を行ってまいりたいと思っております。

子どもの健康保持につきましては、少子高齢化の一環として、乳幼児

医療費の公費助成を、平成21年度より、小学校6年生まで拡充しているところですが、平成25年度から、さらに中学校3年生までを対象とすることにいたし、子育て世代の、一層の負担軽減を図ることとしております。

次に、子育て環境の充実につきましては、「向原こぼと園」の新設整備について、設立運営法人である「社会福祉法人三篠会」と連携いたし、平成26年度の開園に向け、引き続き、整備をまいります。

また、「24時間保育」体制の充実のため、土曜日の終日保育を市内5カ所の公立保育園で試行的に開始することといたしました。安心して子育てができる環境づくりを進め、若者の定住促進を図ってまいりたいと考えております。

放課後児童対策につきましても、利用児童の多い美土里町の放課後児童クラブの増設を行うなど充実を図り、子育て家庭の支援を行ってまいりたいと考えております。

障害者福祉の推進につきましては、地域社会における共生の実現に向けて、障害者福祉サービスの充実と障害者の自立支援を目的に、社会参加の促進を図るための支援を行ってまいります。そのため、平成25年度から、障害者就労施設等の受注機会の拡大を図るため、市も率先して業務を発注することとしております。

また、民間活力の活用を図る第2次行政改革の一環として、公設の高齢者福祉施設であった「デイサービスセンター百楽荘」、「特別養護老人ホーム高美園」、「向原総合福祉センター（かがやき）」などを、現在の運営法人に無償に譲渡し、民営移管することとしております。

次に、環境に優しい社会の形成についてであります。

再生可能エネルギーの導入促進が、国全体で求められており、本市におきましても、豊かな自然環境を生かした再生可能エネルギーの導入のための、基礎調査や検討に着手をいたしました。平成25年度も引き続き検討を行い、年度内には実現に向けた方向性を出していきたいと考えております。

また、本市独自で実施をいたしております「太陽光パネル発電システム」の助成制度につきましては、新たに事業所も対象とするなど一層の普及促進に努めるとともに、住宅向けにつきましては、急速に工事価格が低下している実態に鑑み、補助単価の引き下げなどの見直しを行う一方、「安全・安心・住環境リフォーム普及促進事業」などを活用した、住宅全体の省エネ化を推進してまいりたいと考えております。

資源リサイクルの推進につきましては、市内の事業所等を中心に回収した古紙を、トイレトーパー「あきたかた紙」として再生し、市内の公共施設で活用するなどの取り組みを推進し、リサイクル活動の普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、多彩な生産と交流のまちづくりについてであります。

農林水産業の振興につきましては、圃場整備事業では、団体営吉田町

桂地区、甲田町下甲立地区を継続して、事業推進をしております。また、農道整備につきましては、「地域農道舗装リフレッシュ事業」を平成25年度中の完了を目指して、実施をしております。

シカ、イノシシ等の有害鳥獣対策につきましては、県内でもトップレベルの対策を講じているところでありますが、引き続き、捕獲班との連携により捕獲に努めるとともに、農作物の被害を防ぐ防護柵等の設置事業に取り組んでまいります。また、捕獲した有害鳥獣の肉（ジビエ）の活用を図るため、高宮町内に整備をした加工施設を拠点として、特産化に向けた取り組みを進めてまいりたいと思っております。

さらに、農業の担い手不足と耕作放棄の問題が広がる中、集落等における「人・農地プラン」の作成を推進するとともに、有給農地の解消を図りながら、担い手農家への集積を促進する取り組みなどを強化してまいりたいと思っております。

野菜等の産地化・ブランド化の推進につきましては、青ネギ・アスパラガスなど競争力のある作物の産地強化及び販路拡大を図るため、JA広島北部農協や県等の機関との連携をいたし、パイプハウスの建設などの施設整備を支援してまいりたいと思っております。

また、「三矢ブランド」や「あきたかたのたから」など安芸高田市のブランド商品開発、販路拡大について、JA広島北部や安芸高田市地域振興事業団等と連携いたし、取り組んでまいりたいと思っております。

農業後継者の育成支援につきましては、市とJA広島北部が共同拠出をいたしまして造成いたしました「農業後継者育成基金」により、県立農業技術高等学校の学費等を支援するとともに、国が平成24年度から開始をいたしました青年就農給付金を積極的に活用するなど、新規就農者の育成確保策の一層の充実を図ってまいりたいと思っております。

林業振興対策につきましては、森林の有する多面的な機能が十分発揮できるよう、森林の計画的な整備に努めてまいりたいと思っております。

また、引き続き、「ひろしまの森づくり事業」を活用し、里山林の整備や環境貢献林整備など積極的に取り組むとともに、平成25年度は「ひろしま山の日・県民の集い」が、本市をメイン会場として開催をされることから、これを契機に、市民と一体となった森づくり運動を推進していきたいと考えております。

林道の新設改良につきましては、入江～戸島線と小谷～亀谷線整備を、平成25年度も引き続き、推進してまいりたいと思っております。

次に、商工業の振興についてであります。

企業誘致の促進につきましては、近年、円高等の影響により、製造工場の海外への移転や閉鎖が相次ぐ中、本市では、農機具販売メーカー「中国クボタ」や機械製造業「田中電機工業」が進出をするなど、立地が進んでおります。今度とも、県とも連携いたし、根気強く企業誘致に努めてまいりたいと思っております。

また、雇用対策につきましては、新たに、NPO法人や市内企業と連

携いたし、高校生と社会人の交流会などを実施いたし、若年層の就労に対する意識の向上を図るとともに、地元企業への就職につながるような取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、観光振興につきましては、準備を進めておりました「安芸高田市観光協会」が今年度、設立をすることにしております。今後は、観光協会を中心に官民一体となった観光振興策を推進し、魅力ある観光地づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、本市の地域資源である「神楽」と「毛利元就の歴史遺産」を「安芸高田市が誇る財産」として位置づけ、これらを活用した観光振興、地域振興施策に取り組む「未来創造事業」につきましては、「神楽甲子園」や「ひろしま安芸高田神楽東京公演」が大きな反響を呼ぶなど、着実に成果をあげているところでございますが、地元経済の活性化につながるため、地域での受入体制の整備や「売れる特産品」の開発などに取り組んでまいりたいと考えております。

2,100名を超える皆様方に入会をいただきました「安芸高田市ふるさと応援の会」につきましては、広島支部が発足するなど組織の強化が図られております。「ひろしま安芸高田神楽東京公演」の開催に際しましても、関東方面の会員に、多大な御尽力を賜りました。今後も、組織の充実・強化に努めるとともに、特色ある活動を展開し、観光振興や特産物の販路拡大など、市の活性化につなげてまいりたいと考えております。

さらに、平成25年7月から9月まで、広島県において大型観光キャンペーンが展開されることから、「ひろしま安芸高田神楽」の全国的な情報発信を行う絶好の機会と捉え、神楽を中心とした観光イベントをキャンペーン期間中に市内外で集中的に展開をしてみたいと考えております。

新しい土師ダム・サイクリングターミナルが竣工いたします。のどごえ公園に新たに設置をする複合遊具や、先行オープンし既に市内外の多くの方から御利用をいただいておりますグラウンドゴルフ場など、一体的に「健康と癒しの空間」として、本市の観光振興や市民のレクリエーション振興につながる施設となるよう運用してみたいと考えております。

以上、平成25年度予算の編成、提案に当たりまして、私の所信の一端を申し述べ、施政方針とさせていただきます。何とぞ、慎重なる御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって施政方針を終わります。

この際、11時05分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

- ~~~~~○~~~~~
- 日程第4 議案第34号 平成25年度安芸高田市一般会計予算
  - 日程第5 議案第35号 平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
  - 日程第6 議案第36号 平成25年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
  - 日程第7 議案第37号 平成25年度安芸高田市介護保険特別会計予算
  - 日程第8 議案第38号 平成25年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
  - 日程第9 議案第39号 平成25年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
  - 日程第10 議案第40号 平成25年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
  - 日程第11 議案第41号 平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
  - 日程第12 議案第42号 平成25年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
  - 日程第13 議案第43号 平成25年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
  - 日程第14 議案第44号 平成25年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
  - 日程第15 議案第45号 平成25年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
  - 日程第16 議案第46号 平成25年度安芸高田市水道事業会計予算

○塚本議長 日程第4、議案第34号「平成25年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第16、議案第46号「平成25年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの13件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第34号から議案第46号までの提案理由の御説明を申し上げます。はじめに、議案第34号「平成25年度安芸高田市一般会計予算」でございます。

本案は、平成25年度安芸高田市一般会計予算を調整いたしましたので、議会へ上程し、議決をお願いする案件でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、209億5,900万円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を29億2,800万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を40億円と定めるものであります。

次に、議案第35号「平成25年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、41億9万3,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を7億円と定めるものであります。

次に、議案第36号「平成25年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」であります。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、4億4,447万3,000円とするものであります。

次に、議案第37号「平成25年度安芸高田市介護保険特別会計予算」でございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ、42億5,087万5,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を1億円と定めるものであります。

次に、議案第38号「平成25年度安芸高田市介護サービス特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、4,905万1,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、議案第39号「平成25年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、4億4,406万9,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を9,000万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を2億円と定めるものでございます。

次に、議案第40号「平成25年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、4億1,003万7,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を6,300万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を1億円と定めるものでございます。

次に、議案第41号「平成25年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、4億1,994万6,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を7,590万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を5,000万円と定めるものでございます。

次に、議案第42号「平成25年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、3億5,746万5,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を2,840万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を7,000万円と定めるものでございます。

次に、議案第43号「平成25年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、1,025万5,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を500万円と定めるものでございます。

次に、議案第44号「平成25年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、8億3,061万円とするものであります。



地方債につきましては、その借入限度額を1億840万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を4,000万円と定めるものでございます。

次に、議案第45号「平成25年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、1,494万3,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を500万円と定めるものでございます。

最後に、議案第46号「平成25年度安芸高田市水道事業会計予算」でございます。

予算第3条の、収益的収入及び支出の予定額を2億5,947万8,000円とするものであります。

予算第4条は、資本的収入の予定額を1億4,647万4,000円、資本的支出の予定額を2億3,108万6,000円とするものであります。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額8,461万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額770万3,000円、過年度分損益勘定留保資金343万円及び当年度分損益勘定留保資金7,347万9,000円で補填するものでございます。

予算第5条に定めます、債務負担行為の限度額は2億9,300万円とするものでございます。

予算第6条に定めます、企業債の限度額を1億4,000万円とし、予算第7条に定めます一時借入金の限度額を2億円とするものでございます。

次に予算第8条、第9条の予算の流用につきましては、収益的支出の各項、資本的支出の各項の間での流用を可能とするよう定めると同時に、予算に定める職員給与費については、議会の議決を経なければ、他の経費との間で流用ができないことを定めるものでございます。

以上、議案34号から議案46号まで一括して提案理由を御説明申し上げます。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案13件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって一括質疑を終結いたします。

本案13件については、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第1号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第17、議案第1号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題とい

たします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第1号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、施策の展開により来年度新たに任用する非常勤職員の報酬額を定めるとともに、非常勤職員の職名変更をするものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 要点の御説明を申し上げます。議案書の裏面をお開きください。

公文書等管理・情報公開・個人情報保護審査会委員の名称変更につきましては、安芸高田市公文書等の管理に関する条例の施行とあわせて、安芸高田市情報公開・個人情報保護審査会条例が、安芸高田市公文書等管理・情報公開・個人情報保護審査会条例に改正され、同委員が公文書等管理・情報公開・個人情報保護審査会委員となったことによる文言の整理でございます。

子育て支援員の追加については、障がいや支援を要する子どもの養育や育児上の悩み、不安、困りごとなどの相談に応じることを目的に追加したいとするものです。

従事する内容といたしましては、保護者や保育者に必要な助言や指導等の支援について関係機関との連携、調整及び情報の共有を図ること。また、クリスタルアージュ1階に設置しておりますプレールームの運営や交流会の開催を通じ、保護者の育児や悩みについての相談となります。

報酬額につきましては、現在、条例で規定されております適応指導教室指導員と同等の内容と捉え、同額といたしております。

育成医療支給判定員の追加については、平成25年4月1日からの自立支援医療の育成医療に関する支給認定の判定に係る権限移譲に伴い、公正、中立的な立場から医学的な判断を行う審査体制の整備を行う必要があり、医学的な判定が可能である医師について追加を行うものです。

報酬額につきましては、現在、条例で規定されております障害手当判定医と同等の内容と捉え、同額といたしております。以上で、要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番 前重昌敬君。

○前重議員 この子育て支援員の資格ですね。資格というのは、こういった形を設定されているか。

そして、この子育て支援員さんをこの25年度、ある程度どういった人数的なものを考えている計画であるか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○塚本議長

答弁を求めます。

福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長

この子育て支援員につきましては、子育てに関する相談の経験を有するということがまず第1でございます。

具体的には、やはり最近は特にいろんな発達障害の児童も多くなってきていることもございまして、資格的に特に定めてはございませんが、臨床の発達心理士であったり、特別支援教育士であったり、また児童発達支援の研修等を終了された方、そういった専門の視点で知見を有する方を採用したいというふうに考えております。

採用予定の人数につきましては、1名でございます。以上でございます。

○塚本議長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第1号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第2号 安芸高田市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

○塚本議長

日程第18、議案第2号「安芸高田市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第2号「安芸高田市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)の公

布、及び施行に伴い、引用条項の整理を行うものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 要点の御説明をいたします。  
地方自治法の一部を改正する法律が、平成24年9月5日に公布され、安芸高田市証人等の実費弁償に関する条例に引用されている法律の条ずれなどが生じたため、所要の改正を行うものです。

議案書に基づき、御説明いたします。

1ページ、第1条の改正は、平成24年9月5日の交付日に施行されたものです。

2ページをお開きください。右の改正前において、第2条第1項第2号の第100条第1項とあるのは、普通公共団体の議会は、当該普通公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができることと規定されていたものですが、法律の改正により、第100条第1項後段と規定されたことによる改正でございます。

右の改正前の欄、第3号の第109条第5項、第109条の2第4項又は第110条第4項とあるのは、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会にて地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができると規定されていたものですが、法律の改正により項ずれ等をさらに整理したものでございます。

右の改正前の欄の第4号の第109条第4項、第109条の2第4項又は第110条第4項とあるのは、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会にて、予算その他重要な議案、陳情等において公聴会を開き、真に利害関係を有する者、また学術経験を有する者等から意見を聴くことができると規定されていたものですが、法律の改正により項ずれ等をさらに整理したものでございます。

右の改正前の欄の第7号の第8条第5項とあるのは、人事委員会又は公平委員会は、法律又は条例に基くその権限の行使に関し必要があるときは証人を喚問し、又は書類若しくはその写しの提出を求めると規定されていたものですが、法律の改正により項ずれが生じたことにより、さらに整理したものです。

2ページ、中段からの第2条は、平成24年9月5日に公布された地方自治法の一部を改正する法律、附則第1項により公布の日から起算して六カ月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行される部分に係ります改正でございます。

3ページをお開きください。右の欄の第3号及び第4号に係ります法律

の引用条文等がおくられて施行される法律の一部改正により、さらに整理したものです。いずれも、会議、委員会において参考人の出頭を求め、意見を聴いた場合、及び公聴会を開き、意見を聴いた場合に費用弁償が出来ることについて、地方自治法等の改正により引用条文の整理を行ったものでございます。以上でございます。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第2号「安芸高田市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第3号 安芸高田市暴力団排除条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第19、議案第3号「安芸高田市暴力団排除条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
この際、議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第3号「安芸高田市暴力団排除条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。
本案は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の改正に伴い、「都道府県暴力追放運動推進センター」について法律の条項ずれがあるため、当条例第2条第1項第7号中の引用箇所である、「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改めるものでございます。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 要点の御説明をいたします。
提案理由にありましたとおり、法律の改正により条ずれを整理するものでございます。

なお、法第32条の3第1項の規定は、公安委員会は一定の要件のいずれにも該当すると認められるものをその申し出により、都道府県に一つを限って、都道府県暴力追放運動推進センターとして指定することができるとなっております。広島県においては公益財団法人暴力追放広島県民会議が該当となります。以上でございます。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略したいと思えます。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。
(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第3号「安芸高田市暴力団排除条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第4号 安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例

日程第21 議案第5号 財産の無償譲渡について【消防団詰所関係】

日程第22 議案第6号 財産の無償貸付について【消防団詰所関係】

○塚本議長 日程第20、議案第4号「安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例」の件から、日程第22、議案第6号「財産の無償貸付について【消防団詰所関係】」までの3件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第4号「安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市消防団再編計画に基づき整備する、美土里方面隊第2分団、同じく第4分団並びに高宮方面隊第1分団の消防団詰所について、コミュニティ消防センターとして位置づけ、主として消防団の諸活動に活用しながら、必要に応じて地域の皆さんと共有し地域コミュニティの増進を図ることを目的として条例の一部を改正し、施設を追加するものであります。

次に、議案第5号「財産の無償譲渡について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、消防団組織再編事業により今年度実施をいたしました「美土里方面隊第2分団」の整理統合に伴い、廃止とする5カ所の詰所のうち、美土里方面隊第2分団第2班詰所、木造2階建て48平方メートルを、「塩瀬神楽団」へ、同3班詰所、木造2階建て44平方メートルを、「神幸神楽団」へ、それぞれ無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第6号「財産の無償貸付について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、議案第5号と関連し、今回地元へ譲渡する美土里方面隊第2分団第2班詰所の敷地が市有地であることから、市有地を譲渡先に無償で貸し付けたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 議案第4号の要点の御説明をいたします。

議案書の裏面をごらんください。提案理由にありましたように、美土里方面隊第2分団本郷地区、及び第4分団生桑地区詰所、並びに高宮方面隊第1分団原田地区詰所を地域のコミュニティの推進に活用するため、公の施設の機能を兼ね備える、安芸高田市コミュニティ消防条例に追加をいたしております。説明資料といたしまして、位置図及び平面図などを添付いたしております。

続いて、議案第5号の要点の御説明をいたします。

説明資料を用意いたしておりますので、お開きをお願いいたします。

美土里方面隊第2分団関係でございますが、地図上に黒の実線で囲っております区域が、美土里方面隊第2分団本郷地区の所管する範囲となります。

第2分団は5班で構成され、それぞれの詰所がございましたが、このたびの再編により、旧美土里山村開発センター跡地に第2分団詰所を新設し、1カ所の詰所といたしました。これに伴い不要となる各班の詰所について、地権者及び振興会などと協議いたしました結果、左側に写真を掲載しております、第2班詰所につきましては塩瀬神楽団、及び第3班詰所につきましては神幸神楽団から譲渡の申し出がありました。いずれの希望者も地域の伝統文化の振興に寄与することや解体費用の削減ができることから、無償譲渡を提案するものでございます。なお、残りの詰所については、解体撤去し、敷地は地権者へお返しするものでございます。

次に、議案第6号の要点の御説明をいたします。

説明資料を御用意しておりますので、お開きをお願いいたします。

議案第5号で財産の無償譲渡を提案しております、安芸高田市消防団美土里方面隊第2分団第2班の敷地72平方メートルにつきましては、市有地となっておりますが、財産の無償譲渡とあわせ、塩瀬神楽団に無償貸し付けを行い、地域文化の振興にすることが適切と判断し提案するものです。なお、右側の写真の後方に見えますのは、地区集会所として市が管理してきた旧塩瀬老人集会所であり、議会の議決を経て既に地元譲渡し、敷地の市有地は地域に無償貸し付けといたしております。以上でございます。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより本案3件に対する一括質疑を行います。質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

15番 藤井昌之君。

○藤井議員 議案第5号の第3班の詰所につきましては、敷地が民有地であります、ここらあたりの整理の仕方はどのようにされておるか、お伺いいたします。

○塚本議長 答弁を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 私有地の敷地につきましては、消防詰所を解体する旨の御説明を申し上げ、地権者の御理解、契約解除の御理解を得ておるところでございます。あわせまして、地元の神楽団に無償譲渡する旨もお伝えいたしまして、継続して地元の神楽団にお貸しいただけるという承諾を得ておるという状況でございます。以上でございます。

○塚本議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって一括質疑を終結いたします。

お諮りします。本案3件は、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

続いて本案3件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案3件を個別に採決いたします。まず、議案第4号「安芸高田市コミュニティ消防センター条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「財産の無償譲渡について【消防団詰所関係】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。



〔起立多数〕

- 塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第6号「財産の無償貸付について【消防団詰所関係】」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第7号 財産の無償譲渡について【診療所関係】

日程第24 議案第8号 財産の無償貸付について【診療所看板用地関係】

- 塚本議長 日程第23、議案第7号「財産の無償譲渡について【診療所関係】」の件、及び日程第24、議案第8号「財産の無償貸付について【診療所看板用地関係】」の件の2件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第7号「財産の無償譲渡について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、横田診療所及び美土里歯科診療所の民営化に伴い、市の下水処理施設として整備をしておりますが、それぞれ診療所の附属施設として管理いただくため無償で譲渡といたし、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第8号「財産の無償貸付について【診療所看板用地関係】」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、横田診療所、美土里歯科診療所新築移転事業に伴い、移転先の美土里支所駐車場に診療所案内看板新設用地を無償で貸し付けるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

- 塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

- 沖野総務部長 議案第7号の要点の御説明をいたします。

説明資料に位置を記載しておりますとおり、横田診療所及び美土里歯科診療所の民設民営の条件整備として各診療所に設置いたしました35人槽の合併処理浄化槽について、今後の維持管理を各診療所に引き継ぐため、無償譲渡したいとするものでございます。

次に、議案第8号の要点の説明をいたします。

説明資料を御用意いたしておりますので、お開きをお願いいたします。

提案理由のとおり、美土里支所前に民設民営で整備が進んでおります横田診療所及び美土里歯科診療所の案内看板を設置するため、一般県道金屋壬生線に隣接する市有地3.24平方メートルを両診療所に無償貸し付

けしたいと提案するものでございます。資料として、設置場所及び位置図をあわせて添付をいたしております。以上でございます。

○塚本議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長

質疑なしと認めます。これをもって一括質疑を終結いたします。

お諮りします。本案2件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

続いて本案2件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案2件を個別に採決いたします。まず、議案第7号「財産の無償譲渡について【診療所関係】」の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号「財産の無償貸付について【診療所看板用地関係】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第9号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

○塚本議長

日程第25、議案第9号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第9号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、ふれあいセンターいきいきの里ほか、13施設について「安芸高田市の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」の規定により、指定管理者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、指定期間については、施設の設置目的や特性、また、この間の管理運営状況を総合的に検証し判断したものでございます。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 ちよっとお伺いいたしますけれども、早く言えば基幹集会所設置及び管理条例の中のふれあいセンターいきいきの里、それからその下の安芸高田市吉田老人福祉センター、それから次のページの、安芸高田市ふれあいセンターこうだ、3ページの吉田サッカー公園。それから安芸高田市高宮B&G海洋センター。これとそれから2ページの甲立駅甲迎館、吉田口駅プラットハウス、以下その下の3つの駐車場。それから3ページの4つの駐車場ですね。これ、指定の期間が5年と1年というふうになっておりますけど、これ何か意味がありますか。

○塚本議長 答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 指定期間につきましては、この間、内部的にいろいろ検討する中、新規等に伴う指定管理者等については、この間の実績等も少ないということの中、まず1年ということに対応させていただきたい。また、それ以外のものについては3年、または5年という形の中の指定管理期間ということで対応をするという形で検討させていただきました。以上です。

○塚本議長 ほかに質疑はありますか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案については、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第26 議案第10号 工事請負契約の変更について【安芸高田市葬斎場建築本体工事】

日程第27 議案第11号 工事請負契約の変更について【安芸高田市葬斎場機械設備工事】

○塚本議長 日程第26、議案第10号「工事請負契約の変更について【安芸高田市葬斎場建築本体工事】」の件、及び日程第27、議案第11号「工事請負契約の変更について【安芸高田市葬斎場機械設備工事】」の2件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第10号「工事請負契約の変更について」の提案理由の御説明をいたします。

本案は、平成24年議案第47号により議決を得ました安芸高田市葬斎場建築本体工事の請負契約を、工事内容の変更により、契約額を3,150万円増額することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第11号「工事請負契約の変更について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成24年議案第48号により議決をいただきました安芸高田市葬斎場機械設備工事の請負契約を、工事内容の変更により、契約額を241万5,000円減額することについて、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 それでは、要点の説明をさせていただきます。説明資料をつけておりますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、まず議案第10号関係につきましては、建築本体工事の変更の概要のものを基本的に地中障害の除去、外構工事の追加、床仕上材の仕様変更、維持管理設備の追加という項目であげております。

また1枚めくっていただきまして、こういった状況でどこの部分をとということで資料をつけさせていただいておりますので、説明をそちらのほうでさせていただきたいと思っております。

まず、1枚目が床仕上材の仕様変更ということでございます。このものにつきましては、やすらぎホール及びエントランスホール部分における床材の仕上げを管理上、そういったものからビニール系の床タイルから花崗岩、及びタイルカーペット等に仕様変更をさせていただいたものです。

また、この建物本体の敷地の中に地中障害ということの中で、この間造成のときにも御説明させていただきましたが、転石等が多量に出土したため、先行掘削及びその残土処分、運搬等の対応をしたものでございます。その地中障害につきましては概算500万円で、床仕上げにつきましては350万円の変更増となっております。

続きまして、今回、進入路部分及び場内の舗装及び外構は別途工事として発注の予定をしておりましたが、建築本体工事等の関連性、そういったことを踏まえてこの本体の進入路舗装、場内舗装を建築本体工事に追加し、工事を施工させていただきたいというものでございます。これにつきましては、おおむね1,850万円の変更増という形になっております。

もう一点、維持管理上の変更ということにつきましては、屋根のメンテナンス、維持管理上を容易にするということで、屋根の上にメンテナンス用のパイプを設置させていただきました。これはステンレス製の34ミリのパイプを96メートル施工するというものでございます。これが300万円。以上で全体3,150万円の変更の増額を行いたいというものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより本案2件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番

号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

16番 青原敏治君。

○青原議員 タイルをやりかえるということなのですが、かえないけんかった理由は何ですか。それをちょっと説明してください。

○塚本議長 答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 内部的にも今回指定管理等をいただく五輪との協議等をさせていただく中、とりわけエントランスホール等についての、これをビニール系の床タイルという形ととったわけですが、台車等の走行等を考えた場合に、やっぱりより強度の高いもののほうが長い年月の中ではより有利だろうというような提案もございまして、そちらのほうの変更。

または、やすらぎホール等の中におきましては、仕様等の関係の中でよりこちらのほうの対応のほうが仕樣的によいだろうという判断で変更をさせていただきました。以上です。

○塚本議長 ほかに質疑はありませんか。

16番 青原敏治君。

○青原議員 それでこの様式に変えるということなのですが、これ大理石、花崗岩ですか。凹凸があるんじゃないかというふうに思うんですが、そこらのことは別に問題ないですか。

それとタイルカーペット、革靴で行っておられる方がおられます。もし溝でもあれば、こけるようなことがあってもいけんだらうというふうに私は思うんですが、そこらも十分検討された上での変更というふうに理解してよろしいですか。

それと転石ですね。今になってまた取らないけんかったというのはどうということなんかなという思いがするんですが、そこらもちょっと説明をお願いしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 議員が心配であるとあげておられます大理石、花崗岩等の中で凹凸はないのか。または滑りやすいんじゃないかという御指摘ですが、そういったことも十分検討し、そういうことのないような対応の仕様にはさせていただいております。

また、転石についてはこの間造成のときにもお話しさせていただきましたように、地中埋設物というのはどうしてもこの部分にどのような転石があるかというのは想定は難しい部分がございます。そういった中、一定の造成分野までは転石等の除去はさせていただいておりましたが、この地中障害物については今回の実績に基づき変更をさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

○塚本議長 ほかに質疑はありませんか。

16番 青原敏治君。

○青原議員 今、部長の答弁では過去形になっておるんですが、もうこれ工事は済

んでおるんですか。

○塚本議長 企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 地中埋設物等というのは基礎等をやる場合にやらせていただいている。全体的な工事等というのは御理解いただきたいと思うんですが、全体の中で大きな変更というか、細かい変更は多々あります。そういった部分については、指示書等を出す中で一定の変更をやらせていただく。そうした中、最終的な中で一定の変更の内容を議会等に出ささせていただく分野もごさいます。また、それから当然変更に基づいて対応するという工事の内容もあるということは御理解いただきたいと思います。以上です。

○塚本議長 ほかに質疑はありませんか。

17番 金行哲昭君。

○金行議員 この葬斎場というのは生涯のものですから、今直すところは直していかないけんのはよく理解はしますが、24日には葬斎場の式典もやられるということですが、問題は、工期のほうは大丈夫なのか、その1点をちょっと確認しておきたいと思います。

○塚本議長 企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 工期につきましても、基本的に3月15日ぐらいまでは大分的に工事を完成し、22日に検査等、最終的な検査。またはそれまでも消防、いろんな建築確認、そういったものの検査等も済ませていきたい。そういった形で対応させていくように今努力しております。以上です。

○塚本議長 ほかに質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 議案10号関係で、先ほどからも床材の変更ということですが、当初設計は当然あるわけですから、重量物的なローラーですかね、さっきの。そういったものを通るというのは当初からわかっておったわけですが、そういったところは当初の設計の段階のチェックが甘かったという、そういったことで理解してよろしいですか。

それともう1点は、外構工事の舗装が主体ですかね。追加ということですが、工期の調整、そういったものもあるんだとは思いますが、地元の工事として発注をするということによって地元経済にとということですが、外注、そういったものも地元が発注とするようなことも指導はされておるんでしょうが、そういった観点から建築本体に一体化したという、そういった判断はどのようにされたのかお聞きしておきます。

○塚本議長 答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 床仕上材について当初からの検討の不足の部分があるんじゃないかと。内部的にもいろいろ検討していったるものには対応できるだろうという判断をさせていただいておったわけですが、五輪等々この間いろんな施設等を対応しておる業者等の話を聞く中で、よりそういったことを踏まえた中にはより強度のあるものがよいだろうということで判断をさせていただいたということで、当然、我々のほうから言えば、より精度の高い

精査はできてなかったという反省はあるというふうに理解しております。

またもう1点、舗装の関係につきましては、今回、進入路等、または建物の全面に融雪装置という雪を溶かすそういった工事の関係等もあり、工期等の調整の中でも1点、配慮をさせていただいたという面と、当然、下請業者等については市内業者等をより使うようにということは指示させていただいておるといふことで、御理解のほうをお願いしたいと思います。以上です。

○塚本議長 ほか質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって一括質疑を終結いたします。

お諮りします。本案2件は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

続いて、本案2件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案2件を個別に採決いたします。まず、議案第10号「工事請負契約の変更について【安芸高田市葬斎場建築本体工事】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号「工事請負契約の変更について【安芸高田市葬斎場機械設備工事】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時09分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第28 議案第47号 工事請負契約の変更について【光ネットワーク整備工事】

○塚本議長 日程第28、議案第47号「工事請負契約の変更について【光ネットワーク整備工事】」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第47号、「工事請負契約の変更について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成24年議案第46号により議決を得た、光ネットワーク整備工事の請負契約を、工事内容の変更により、契約額を6,158万4,600円増額することについて、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 それでは、要点の説明をさせていただきます。説明資料の裏面を見ていただきたいと思えます。

今回、主たる変更概要はそこに5点ほど提示をさせていただいております。まず、ここに至る経緯、または全体の状況を少し説明をさせていただきたいと思えます。

本事業は、平成23年度事業として25年度までの3カ年の債務負担行為で工事を行っているものでございます。そうした中、23年度の事業として国の補助事業を活用し、24年度に繰り越したものを最終的に今回国の補助対象となる部分の変更をまずはさせていただきたいというものでございます。

そういった中、主だった理由といたしましては、当初、国費の対象となる加入世帯数を安芸高田市実質加入世帯数を8,167世帯と想定しておりましたが、そのうちの約75%、6,200世帯を一応国費の対象として国に申請を行っておりました。そうした中、実質的に安芸高田市内の4町の加入率が現在6,498、そして事業所が592、あわせて7,090と、80%を越える加入率があったということの中、基本的にはその加入の増に伴う変更が生じたというのが基本的な説明となります。

そういった中、個別に一つずつの説明をさせていただきたいと思えます。主たる変更概要ということで、電源供給施設の変更ということの中で、各サブセンター及びセンター等における発電機等の、これが加入世帯等ふえる中で、やっぱり発電機等の機能の容量の追加ということで、これが2,850万円。ここにはさらに、加入者見込増による使用機器、ONUとかいろんな機器等のものの増を踏まえて全体で2,850万円というふうになっております。

また、ネットワーク監視機器の機能強化ということの中で、これは途中で光ファイバー等が断線したとき等のそういった検索、または監視装置を甲田支所、甲田サブセンターのほうに一つずつ追加をさせていただく、これが1,260万円という形になっております。

また、現実的に作業する中における樹木伐採費、そういったものが当初予定よりふえておまして、これが405万3,000円。

また、共架申請手続の変更に伴う申請費用の追加、これも当初予定よ



り加入率がふえたということの中、いろんなどころの共架申請、電柱等の共架申請手続の変更等による費用追加が225万6,000円。

当然、事業所及び世帯の見込みがふえたということの中でルート変更や事業所、法人等の加入見込増による路線の延長、当初の予定では759キロメートルと想定して申請をしておりましたが、それが現時点の中、804キロメートルと45キロの線の増とそういう形の中、今回、あわせて6,158万4,600円の事業費の工事請負費の増額を提案するものです。以上で説明を終わらせていただきます。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

14番 秋田雅朝君。

○秋田議員 ただいま説明をいただきました、主たる変更概要の中の樹木伐採費の増加、追加ということでちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

これが説明ではいろいろ線を引いていく中での作業の中で邪魔をする木を伐採するのがその費用だというふうに理解しておるんですが、そこらあたりが今回405万幾らの増加なんです、その伐採については、業者の方の判断で、これはちょっと線を引くのに邪魔になるから自分でやらせてくださいという形でやられて、その額を後から行政のほうへおっしゃるのかどうか、まずそのところを1点お伺いしたいと思います。

○塚本議長 答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 基本的に光ファイバーを敷設するとき、樹木等が支障となる場合の伐採ということでは、確かに議員御指摘のとおりです。とりわけ、まだ細かい点の実態もあると思うんですが、基本的には業者のほうに写真撮影等の中で必要となる部分を申請いただいて、それを行政のほうで確認し、それを指示するという形をとらせていただいております。とりわけ、今回の追加分については、山際部分における樹木等の支障ものを伐採したものを計上させていただいております。以上でございます。

○塚本議長 答弁を終わります。

14番 秋田雅朝君。

○秋田議員 業者のほうの経緯の中での申請だというふうに理解しますけれども。

ちょっと私が伺った中で、伐採についてはいわゆる陰切りとかもいろいろあるんですが、その中で線を敷設したら、線より上は行政のほうでやるという形で、特に私たちが見させてもらうのにきちんと切って線を引いたところもあるし、それは切らずに引っぱったところがあって、それは余計なことかもわかりませんが、後ほど、例えば大雪とか何かでその線をふさいだりしたときに、それは伐採してないといけんようになるんじゃないかというような思いで、そこらあたりを見させてもらいたいんですが、そこらあたりの今後、住民の方もいろいろ陰切りなんかの要望があってもどうしても重複するところがあるんですね。そういった

ところの対応などは、行政の方が判断されて上側はやっぱりやってあげましようというような形に今後なるものなのか、当面そのままで行くものなのかを再度、お伺いしたいと思います。

○塚本議長

答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長

先ほど御指摘あるように、場所によっては我々もこれを切つとけばよかったという御指摘をいただく分野もあります。当然、今後支障となる分野等があれば、現地確認する中でそういったものの伐採等も検討、対応もさせていただきたい。ただ、山際部の支障の立木等々、または家によつたら庭にある木とかそういったもの等の課題等も多々あることがあります。そういった中で、できれば切らないでというパターンもあつたりする中で、そういった状況も出ておるんじゃないかと。ただ、当然支障となるような状況があれば、現地等を見させていただき中で対応をさせていただきたいと思います。以上です。

○塚本議長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第47号「工事請負契約の変更について【光ネットワーク整備工事】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第29 議案第12号 安芸高田市光ネットワーク設備管理運営基金条例

○塚本議長

日程第29、議案第12号「安芸高田市光ネットワーク設備管理運営基金条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第12号「安芸高田市光ネットワーク設備管理運営基金条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成25年4月から、光ネットワーク整備事業による、インターネットサービスや「お太助フォン」の一部供用開始に伴い、設備の管

理運営経費の財源に充てるため基金条例を制定し、基金へ積み立てる内容や基金の適正な管理について規定を定めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって要点の説明を終わります。
これより質疑を入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案については、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第30 議案第13号 安芸高田市障害認定審査会の委員の定数等を定める  
条例及び安芸高田市福祉施設新設奨励条例の一部を  
改正する条例

○塚本議長 日程第30、議案第13号「安芸高田市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例及び安芸高田市福祉施設新設奨励条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第13号「安芸高田市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例及び安芸高田市福祉施設新設奨励条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、障害者の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活、及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月1日より施行される「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴い、「安芸高田市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例」、及び「安芸高田市福祉施設新設奨励条例」の一部を改正するものでございます。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長 それでは、議案第13号の要点の御説明を申し上げます。添付しております説明資料の1ページをお願いいたします。

このたびの条例改正につきましては、平成24年6月27日に公布され、平成25年4月1日より施行されます「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」におきまして、2の概要(1)になりますが、題名が、「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めました。

このため議案に記載しております改正前、改正後の比較表のとおり関係する安芸高田市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例第1条及び、次のページになりますが、安芸高田市福祉施設新設奨励条例第2条第2号イに規定する「障害者自立支援法」の文言をそれぞれ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。なお、この法律の趣旨及び概要につきましては、先ほどの添付資料のとおりでございますので、ごらんいただければというふうに思います。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長

以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○塚本議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○塚本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第13号「安芸高田市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例及び安芸高田市福祉施設新設奨励条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第31 議案第14号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する
条例

○塚本議長

日程第31、議案第14号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第14号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、利用児童が増加し、近年、受け入れ定員を超える状況にある美土里小学校の「めだか児童クラブ」について、受け入れ体制の充実を図るため、隣接敷地内のクラブハウスを改装して、新たに「第2めだかクラブ」を設置することに伴い、「安芸高田市放課後児童クラブ条例」の一部を改正するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長 それでは、議案第14号の要点の御説明を申し上げます。
本案は、美土里小学校区のめだか児童クラブにつきまして、新たに第2めだか児童クラブを設置することに伴い、安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正するものでございます。

議案書の改正後、改正前の比較表と説明資料により御説明を申し上げます。

別表第1の中段、めだか児童クラブの次に、第2めだか児童クラブを追加するものでございます。めだか児童クラブは、毎年定員を超える利用の申し込みがございまして、特に、平成24年には年度当初では17名の待機児童が発生することとなりました。そのため、平成24年5月に急遽隣接する「まなび」の施設を一部改修をさせていただきまして、10名の追加受け入れを行ったところでございます。しかしながら、現施設では利用申込者の全てを受け入れることができず、また定員を超えての受け入れを継続することにつきましては、子どもたちの安全面を危惧する声も聞かれるため、この際、新たな施設を追加いたしまして定員の増加と安全性の確保を図ろうとするものでございます。

説明資料をお願いいたします。第2めだか児童クラブの施設といたしましては、隣接敷地内で学校から250メートル離れたクラブハウスを改修させていただきまして、その一部を放課後児童クラブとして利用させていただきます。建物の構造は、木造平家建てのログハウスで、児童クラブの利用面積は学習室、活動室、事務室の合計64平方メートルでございます。なお附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。以上、よろしく御説明申し上げます。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
9番 水戸眞悟君。

○水戸議員 この条例改正につきましては、待機児童に対応する、それだけの規模のものを確保していくということですから、その点に異論はないわけですが、いわゆる社会体育施設整備事業として文科省の補助金を受けて、平成元年、つまり22、23年の築後の経過をしておるかと思いますが、その辺の適化法との関係についてはどうなのかということ、使用目的がかわってくるわけですから、それがまず1点。

それから、これを整備することによって「まなび」の事務室を一部、昨年の年度当初、いわゆる待機児童対応として改修まではしてございませんが、仕切って利用しておったことは、このことによってそれが解消されて、「まなび」そのものの事務室は元に戻っていくのかどうかといったようなこと。

また、この施設につきましては、先ほど御説明ありましたように、ロ

グハウスでございまして、テニスコートのためのクラブハウスであったということですから、テニスコート4面ございますけれども、これとの施設の今後の考え方。つまりテニスコートとテニスコートのクラブハウスといった施設の考え方をどうするのか。

多分、今回の条例改正につきましては、後ほど議案第22号で補正予算が組まれておりますけれども、その中でおおむね413万1,000円という形の児童クラブの運営費の中に補正予算の第4号であげてございますけれども、多分私の思いでは、これが施設の改修費云々にも若干かかわった費用になってくるのかと思いますが、当然この条例改正を先んじて、いわゆる議会議決しておかないと、議案第22号の審議にかかわってくるのかなという気もしておりますが、その辺のこと。

施設が250メートル離れておりますので、現在でも夕方冬期間に迎えに来ると非常に暗いといったような状況の中から、一部照明をつけていただいたり、昨年もしておりますけれども、250メートル間の保護者の送迎関係がどうなるのかなど。夕方迎えに行ったときに。特に冬期間はグラウンドの中を走っていくようになりますので、その辺のこともお考えがあれば、総合的に少しお伺いしておきます。

○塚本議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長 議員御指摘のように、この施設におきましては社会体育施設として整備をされたというふうに伺ってございます。ただ、建設年次が平成元年ということで、おおむね23年経過をしておるということでございます。補助金の適正化法との関係につきましては、実は十分な精査をしてございません。その関係で、もし支障があるものかどうかということについては、再度精査をさせていただきたいというふうに思っておりますが、一応23年の経過ということでございますので、特に支障はないというふうに思っております。

それと、学びの一部を昨年5月に改修させていただきまして、受け入れ児童10名の増加をさせていただきましたが、今回の第2めだか児童クラブにつきましては、定数40名で、従来のめだか児童クラブについては60名という定員でございます。従いまして、現在の「まなび」のほうの事務室を一部改修させていただいた分については、今後、児童の推移につきましては減少傾向だろうというふうに思っておりますので、ちょっとそこらの動向を十分精査した上でその改修部分の撤収等については十分精査した上で検討させていただきたいと思っております。基本的には定数の関係でいけば、提携は可能だろうというふうに思っております。

それと、このログハウスが、先ほどもございましたようにテニスコート4面の利用に関してのクラブハウスということでございますが、現状の利用実態を勘案させていただきますと、この児童クラブを設置させていただいた後においても、支障がそんなに生じないのではなかろうかというふうに認識をしております。

それと補正の予算との関係でございますが、当然のことながら、この3月の補正予算で予算計上をさせていただいております。いずれにしても4月1日の段階で条例にこの規定を載せておかないと、25年度におきましてこの放課後児童クラブに対する補助金等の対応につきましても難しくなるということで、今回条例に追加をさせていただいたものでございます。

それと、第2めだか児童クラブが250メートルの間離れておるということでございまして、冬季の時期を含めて保護者の送迎等ということで御心配をいただいております。その点につきましては、今後そういった施設利用者の保護者のほうでも十分地元と協議をさせていただきまして、安全策を講じてまいりたいというふうに考えております。よろしく願います。

○塚本議長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第14号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
~~~~~○~~~~~

日程第32 議案第15号 安芸高田市新型インフルエンザ等対策本部条例

○塚本議長 日程第32、議案第15号「安芸高田市新型インフルエンザ等対策本部条例」の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第15号「安芸高田市新型インフルエンザ等対策本部条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。  
本案は、平成24年5月11日に公布されました新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する法第26条の規定に基づき、安芸高田市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申

し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(異議なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案については、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第33 議案第16号 道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める
条例

日程第34 議案第17号「河川法に基づく準用河川管理施設等の構造の技術的
基準を定める条例

○塚本議長 日程第33、議案第16号「道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例」の件、及び日程第34、議案第17号「河川法に基づく準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例」の2件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第16号「道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第33号）において道路法の一部が改正され、道路法に基づく道路の構造の、技術的基準等を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第17号「河川法に基づく準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第36号）において、河川法の一部が改正され、河川法に基づく準用河川管理施設等の構造の技術的基準を、条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより本案2件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して、質疑を行ってください。質疑はありますか。
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって一括質疑を終結いたします。
本案2件については、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。


~~~~~○~~~~~

日程第35 議案第18号 安芸高田市道路占用料に関する条例及び安芸高田市  
法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する  
条例

○塚本議長 日程第35、議案第18号「安芸高田市道路占用料に関する条例及び安芸高田市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第18号「安芸高田市道路占用料に関する条例及び安芸高田市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第294号）が公布されたことにより、道路の占用許可対象物として、道路法施行令第7条2号に太陽光発電設備等、第3号に津波避難施設が新たに追加されたことによって、それぞれ号が繰り下がったことにより、条例の一部改正を行うものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 それでは、議案第18号の要点の御説明を申し上げます。

本案は、道路法第32条の道路の占用許可物件にかかわり、道路法施行令第7条第2号及び同条第3号へ新たに太陽光発電施設、これは風力発電施設も含まれますが、この施設、及び津波避難施設の物件が追加されたことにより繰り下がった号ずれによる改正が主なものでございます。

議案書の2ページをごらんください。条例第2条に規定する占用物件を区分する表でございます。

先ほど説明いたしました新たに2つの号が追加されたことにより、号ずれによる改正でございます。そのほかに2ページ左側の令第7条第8号に掲げる施設としての3つの区分、その下の令第7条第9号に掲げる施設の2つの区分に新たにとなっておりますが、これらは号ずれによる対応の改正と占用物件各号ごとに施設区分し、施行令に準じた改正によるものでございます。

ちなみに7条の第8号につきましては、道路を利用する通行者または利便性を図る施設として食事施設とか購買施設に関する物件でございます。7条の9号に関しましては、高架道路を下に設ける事務所、倉庫等の工作物件となっております。

以下3ページにつきましても同様に号ずれによるものと、区分に対応するものでございます。

次に4ページでございますが、安芸高田市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正でございます。別表第1の占用物件にかかわるもので、先ほど御説明申し上げました号ずれに対応するよう改正するものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。以上で説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論を行います。討論はありますか。  
(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第18号「安芸高田市道路占用料に関する条例及び安芸高田市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第36 議案第19号 安芸高田市公民館条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第36、議案第19号「安芸高田市公民館条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第19号「安芸高田市公民館条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、甲田公民館を廃止することに伴い、安芸高田市公民館条例の一部を改正するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
教育次長 沖野和明君。

○沖野教育次長 それでは、要点の御説明をいたします。
行財政改革におきます公共施設の適正配置に基づき廃止をするものでございます。

議案書の1ページをごらんください。1ページの別表第1は、公民館の名称及び位置を定めておりますが、甲田公民館を廃止するものでございます。

裏面の2ページをごらんください。別表第2は、使用料を定めておりますが、甲田公民館の使用料を削除するものでございます。

それでは、説明資料をごらんいただきたいと思っております。

甲田公民館の位置図をつけさせていただいております。なお、代替施設につきましては近隣の施設を考えております。以上で要点説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第19号「安芸高田市公民館条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第37 議案第20号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第37、議案第20号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第20号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。  
本案は、安芸高田市行政改革の一環として、向原町内の10カ所の小規模なスポーツ広場につきまして、社会体育施設の目的を廃止し、それぞれの利用実態に合わせた管理運営体制に移行するため、条例の一部を改正するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

教育次長 沖野和明君。

○沖野教育次長 要点の御説明をいたします。行財政改革におきます公共施設の適正配置に基づき廃止をするものでございます。

議案書をごらんいただきたいと思います。議案書の裏面2ページをごらんください。

別表の第1は、体育施設の名称及び位置を定めておりますが、向原長田スポーツ広場ほか、向原町にある小規模なスポーツ広場10施設を廃止するものでございます。

別表第2は、体育施設受入体制の休日、別表第3は、利用料金を定めておりますが、別表第1同様に向原長田スポーツ広場ほかを削除するものでございます。

説明資料を添付しておりますので、説明資料をごらんいただきたいと思います。1枚開けていただきますと、施設の一覧表及び位置図を添付しております。これらスポーツ広場の多くは、旧向原町におきましてゲートボール場として整備をされた小規模な施設で、利用も近隣の地域に限られており、また集会所の駐車場に利用されるなど、利用実態も変化してきております。こうした小規模で地域限定で利用されている施設につきましては、体育施設の条例から削除し、地域の管理に委ねたいというものでございます。条例から削除後の利用につきましては、施設一覧表にございますように、現在の利用実態にあわせ、引き続き、地域で利用いただけるよう予定をしております。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第38 議案第21号 安芸高田市給食センター設置条例の一部を改正する
条例

- 塚本議長 日程第38、議案第21号「安芸高田市給食センター設置条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
 この際、議案の朗読を省略いたします。
 提出者から提案理由の説明を求めます。
 市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第21号「安芸高田市給食センター設置条例の一部を改正する条例」の提案理由の御説明を申し上げます。
 本案は、給食センターにおきまして、調理の余剰能力の活用と、子育て支援の観点から、私立の幼稚園にも給食の提供を可能にすることを趣旨とするものでございます。
 つきましては、第4条に給食センターの運営に支障がない範囲内で、その業務を処理することができる旨の文言を追加するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。
- 塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
 (質疑なし)
- 塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
 本案については、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

- 日程第39 議案第22号 平成24年度安芸高田市一般会計補正予算(第4号)  
 日程第40 議案第23号 平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)  
 日程第41 議案第24号 平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)  
 日程第42 議案第25号 平成24年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第3号)  
 日程第43 議案第26号 平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算(第3号)  
 日程第44 議案第27号 平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)  
 日程第45 議案第28号 平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)  
 日程第46 議案第29号 平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)  
 日程第47 議案第30号 平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)  
 日程第48 議案第31号 平成24年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算(第1号)  
 日程第49 議案第32号 平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予

算（第3号）

日程第50 議案第33号 平成24年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）

○塚本議長 日程第39、議案第22号「平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件から、日程第50、議案第33号「平成24年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」の件までの12件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第22号「平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1億4,044万3,000円を減額し、予算の総額を237億3,826万2,000円とするものであります。

繰越明許費の補正につきましては、翌年度に繰り越して使用できる事業費として、12億8,541万3,000円を繰越明許費とするものであります。また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を、49億4,700万円とするものであります。

次に、議案第23号「平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、584万9,000円を減額し、予算の総額を46億4,857万6,000円とするものであります。

次に、議案第24号「平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、5,552万8,000円を減額し、予算の総額を4億3,047万9,000円とするものであります。

次に、議案第25号「平成24年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、8,747万6,000円を減額し、予算の総額を41億6,425万円とするものであります。

次に、議案第26号「平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、歳入予算の組替えをするものでございます。

次に、議案第27号「平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、6,850万3,000円を減額し、予算の総額を3億7,322万5,000円とするものであります。

繰越明許費の補正につきましては、翌年度に繰り越して使用できる事業費として、7,530万4,000円を繰越明許費とするものでございます。また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を、6,910万円とするものであります。

次に、議案第28号「平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、580万5,000円を減額し、予算の総額を4億2,051万7,000円とするものであります。また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を、5,690万円とするものであります。

次に、議案第29号「平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、120万6,000円を追加し、予算の総額を3億8,910万2,000円とするものであります。

次に、議案第30号「平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1,030万8,000円を減額し、予算の総額を2億9,434万2,000円とするものであります。また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を、2,280万円とするものでございます。

次に、議案第31号「平成24年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、2万6,000円を追加し、予算の総額を1,019万円とするものであります。

次に、議案第32号「平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、695万円を減額し、予算の総額を5億6,978万6,000円とするものであります。

次に、議案第33号「平成24年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由の御説明をいたします。

本案は、予算第3条に定めた、収益的収入及び支出につきまして、収入、支出それぞれ63万3,000円を増額し、予定総額を2億6,268万円とするものであります。

予算第4条に定めた資本的収入につきましては、7,000万円を減額し、予定総額を7,410万2,000円とするものであります。

資本的支出につきましては、8,851万円7,000円を減額し、予定総額を1億5,815万6,000円とするものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,405万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費

税資本的収支調整額881万9,000円、当年度分損益勘定留保資金7,523万5,000円で補填するものであります。以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

以上、議案第22号から議案第33号まで一括して提案理由を説明いたしました。どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより本案12件に対する一括質疑を行います。  
質疑があれば議案番号を指定して、質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって一括質疑を終結いたします。  
本案12件については、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第51 発議第1号 安芸高田市議会会議規則の一部を改正する規則

○塚本議長 日程第51、発議第1号「安芸高田市議会会議規則の一部を改正する規則」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

14番 秋田雅朝君。

○秋田議員 安芸高田市議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をいたします。

この規則改正は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）により、地方自治法第115条の2第1項で本会議における公聴会の開催、また第2項で本会議における参考人の招致が行われることとされたことに伴い、安芸高田市議会会議規則中に本会議での公聴会・参考人制度を定めるため、会議規則の一部改正を行うものでございます。

会議規則中に「第9節 公聴会及び参考人」として、「第76条（公聴会開催の手続）」から「第82条（参考人）」までを新たに追加し、あわせて追加による規則の条ずれ、地方自治法の改正に伴う引用部分の条ずれをそれぞれ改正するものでございます。

なお附則として、この規則は、改正前の規則第96条第2項の改正規定のみ、引用している地方自治法の改正部分が3月1日施行と定められているため、3月1日施行とし、それ以外の改正については96条が改正後、103条に条ずれすることも含めて交付日より施行するものでございます。適切に御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案は、委員会への付託を省略いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、発議第1号「安芸高田市議会会議規則の一部を改正する規則」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第52 発議第2号 安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第52、発議第2号「安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

14番 秋田雅朝君。

○秋田議員 安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

この条例改正は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）により、従来、地方自治法第109条、第109条の2、第110条に規定されていましたが、常任委員・議会運営委員・特別委員が、全て地方自治法第109条にまとめられ、委員の所属選任、在任期間は各市の条例委任とされたことに伴い、今まで地方自治法で定められていた委員の所属選任、在任期間の規定を安芸高田市議会委員会条例中に定めるため、委員会条例の一部改正を行うものでございます。第2条1項として常任委員の所属についての規定を、第6条3項として特別委員在任期間についての規定を、第8条2項として各委員の選任時期の規定を、それぞれ追加するものでございます。

なお附則として、この条例は該当する地方自治法の改正部分が3月1日施行と定められているため、3月1日施行とするものでございます。適切に御審議いただきますよう、お願いいたします。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案は、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、発議第2号「安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第53 発議第3号 安芸高田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第53、発議第3号「安芸高田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

14番 秋田雅朝君。

○秋田議員 安芸高田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）により地方自治法第100条第14項から第16項が改正され、名称を「政務調査費」から「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることのできる範囲を条例で定めることとされたこと。また、「議長は政務活動費については、その透明性の確保に努めること」とされたことに伴い、条例の一部改正を行うものです。

これまで規則で定めておりました用途基準を第5条及び別表で定め、今回の法改正により拡大した用途の範囲として、新たに「要請・陳情活動費」、「会議費」の2項目を追加し、用途範囲を明確にするという観点から「その他の経費」の項目を削除いたしております。

また、第9条に用途の透明性の確保に関する条文を追加しております。

なお附則として、この条例は同法律の施行記述とあわせ、本年3月1日より施行するものでありますが、次年度以降に公布される政務活動費に対し適用することといたしております。以上で提案理由の説明を終わります。適切に御審議いただきますよう、お願いいたします。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案は、委員会への付託を省略いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第3号「安芸高田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚 本 議 長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
以上で本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。次回は2月27日午前10時から再開を
いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 2時14分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員